

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）	
税 目	租税特別措置法 66 の 4、68 の 88 等	
要 望 の 内 容	<p>納税者と外国子会社等との間に経営上の重要事項を決定する支配従属関係がないにも関わらず当該子会社が移転価格税制の課税対象とされないよう、国外関連者要件等について実態に即した見直しを行う。</p>	
	減収見込額 （平年度）	-
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>外国と我が国の課税権の調整を図る移転価格税制の執行にあたり、我が国企業の国際展開の妨げにならないようにすること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国は今後少子高齢化の進展に伴う国内市場の縮小が見込まれることから、我が国企業がより一層積極的に海外市場を獲得し、得た利益を国内に還流し、さらなる国内でのイノベーションにつなげることが、我が国の成長戦略となっている。</p> <p>今後も我が国が好循環の成長モデルを持続的に実現するためには、我が国企業の積極的な海外展開を阻害するような課税リスクを極力排除していくことが必要。</p> <p>この点、移転価格税制は、その執行にあたり一時的に国際的二重課税を生じさせることが予め一定程度想定されており、またその二重課税回避のためには膨大な労力と時間を要することから、企業にとっては重大な課税リスクを伴う制度。</p> <p>とりわけ、我が国企業が外国子会社等への支配力を有さない場合に、これを国外関連者と認定して移転価格税制の適用対象とすることは、企業に国際的二重課税のリスクを負わせ、積極的な海外展開を阻害することから、国外関連者要件等を実態に則して見直す必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>我が国企業が外国子会社等への支配力を有さない場合に、これを国外関連者と認定して移転価格税制の適用対象とし、企業に国際的二重課税のリスクを負わせることは不相当であり、企業の積極的な海外展開を阻害することから、適切な対応を図ることが妥当である。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	2. 対外経済政策 12. 貿易投資促進
	政策の達成目標	我が国企業の健全な海外展開を促進・円滑化して海外の活力を取り込む我が国の成長戦略を実現する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成19年度税制改正において、相互協議中の納税猶予制度及び当該期間における延滞税の免除制度の創設、平成20年度において、地方税で同様の措置を手当するとともに、同制度の実効性確保のために法人が相互協議の申立てをした場合等に、国から地方団体へ通知する制度を整備。	